

⑩ 回復期リハビリテーションを要する状態 の見直し

第1 基本的な考え方

回復期リハビリテーションの提供体制の充実を図る観点から、回復期リハビリテーション病棟入院料について、回復期リハビリテーションを要する患者の状態として、「急性心筋梗塞、狭心症の発作若しくはその他急性発症した心大血管疾患の発症後又は手術後の状態」を追加する。

第2 具体的な内容

「回復期リハビリテーションを要する状態」について、「急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態」を追加し、算定上限日数を90日以内とする。

改定案	現行
<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(11) 「注3」に規定する「別に厚生労働大臣が定める費用」に係る取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 在棟中に一度も回復期リハビリテーション病棟入院料を算定しなかった患者及び在棟中に死亡した患者はリハビリテーション実績指数の算出対象から除外する。また、入棟日において次に該当する患者については、当該月の入棟患者数（入棟時に回復期リハビリテーションを要する状態であったものに限る。）の100分の30を超えない範囲で、リハビリテーション実績指数の算出対象から除外できる。ただし、次の⑤に該当する患者につ</p>	<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(11) 「注3」に規定する「別に厚生労働大臣が定める費用」に係る取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 在棟中に一度も回復期リハビリテーション病棟入院料を算定しなかった患者及び在棟中に死亡した患者はリハビリテーション実績指数の算出対象から除外する。また、入棟日において次に該当する患者については、当該月の入棟患者数（入棟時に回復期リハビリテーションを要する状態であったものに限る。）の100分の30を超えない範囲で、リハビリテーション実績指数の算出対象から除外できる。</p>

<p>いて算出対象から除外する場合 であっても、当該患者に係るF I Mの測定を行うこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>基本診療料の施設基準等別 表第九に掲げる「急性心筋梗 塞、狭心症発作その他急性発 症した心大血管疾患又は手術 後の状態」に該当するもの</u></p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>急性心筋梗塞等の患者（基本診 療料の施設基準等別表第九に掲 げる「急性心筋梗塞、狭心症発作 その他急性発症した心大血管疾 患又は手術後の状態」に該当する 患者であって、回復期リハビリテ ーション病棟入院料を算定開始 日から起算して90日まで算定で きるものに限る。）については、 「心血管疾患におけるリハビリ テーションに関するガイドライ ン」（日本循環器学会、日本心臓 リハビリテーション学会合同ガ イドライン）の内容を踏まえ、心 肺運動負荷試験（CPX (cardiopulmonary exercise testing)）を入棟時及び入棟後 月に1回以上実施することが望 ましい。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 通則</p> <p><u>ル 別表第九に掲げる急性心筋梗 塞、狭心症発作その他急性発症し た心大血管疾患又は手術後の状 態に該当する患者に対してリハ ビリテーションを行う場合は、心 大血管疾患リハビリテーション 料に係る届出を行っている保険 医療機関であること。</u></p> <p>別表第九 回復期リハビリテーショ ンを要する状態及び算定上限日数</p>	<p>①～④ (略) (新設)</p> <p>(12)～(15) (略) (新設)</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 通則 (新設)</p> <p>別表第九 回復期リハビリテーショ ンを要する状態及び算定上限日数</p>
---	--

<p><u>六 急性心筋梗塞、狭心症発作その他 急性発症した心大血管疾患又は手 術後の状態（算定開始日から起算し て九十日以内）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>別表第九の二 回復期リハビリテ ーションを要する状態</p>	<p>別表第九の二 回復期リハビリテ ーションを要する状態</p>
<p><u>六 急性心筋梗塞、狭心症発作その他 急性発症した心大血管疾患又は手 術後の状態</u></p>	<p>（新設）</p>